

19 師範学校教員無試験検定資格に関する学則改正
 (昭和九年二月)

(欄外注記1)

案起昭和九年二月二六日(堀口印)

主任(丸山印)(森田印)(宮崎印)

(欄外注記2)

案起昭和九年三月廿九日
 主任(堀口印)(宮崎印)

学務部長(中島印)

学務課長(篠山印)

部長

学務課長(代理・原村印)

進

達

下

付

中央大学

学則変更ノ件

同上ニ対スル指令

昭和九年三月二十六日

右第三式経由印ヲ捺シ文部省

「進達可然哉」

認可(東專七七号)

右第四式経由印ヲ捺シ

上記学校
 へ送付可然哉

(欄外注記4)
本大学学則改正認可申請書別冊主務省ニ御進達被成下度此段及
御願候也

昭和九年二月二十四日

財団法人中央大学学長原 嘉道回

東京府知事 香坂昌康殿

学則改正認可申請書

本大学学則別紙ノ通改正シ昭和九年四月一日ヨリ施行致度候ニ
ツキ御認可被成下度此段及申請候也

昭和九年二月二十四日

財団法人中央大学学長原 嘉道回

文部大臣 塚山一郎殿

学則改正理由

文部省ノ通牒ニ基キ師範学校、中学校、高等女学校公民科教員
無試験検定ノ資格ヲ有セシムル為各学部ニ於テ学修科目ヲ追加
スル必要アルニ由ル

〔現行学則〕省略・前掲資料18参照〕

(表紙)

学則改正案

中央大学学則第九条各学部ノ学科課程、其ノ配当及ヒ授業時間
数中随意科目ニ左ノ科目ヲ加ヘ昭和九年四月一日ヨリ之ヲ施行

ス

中央大学学則 大学子科部
専門部

〔改正案 (赤書) / 通改正 (朱書)〕

中央大学学則

第一章 総 則

第一条 大学ハ法学、経済学、政治学、商学ニ関スル学術ノ理論及ヒ應用ヲ教授シ並其ノ蘊奥ヲ攻究セシムルヲ以テ目的トス

ス

第二条 大学ニ法学、経済学、商学ノ三学部及ヒ大学院ヲ設ケ
予科ヲ附置ス

第三条 学部ハ昼間部、夜間部ノ二部ニ別ツ
予科ハ昼間部、夜間部ノ二部ニ別チ昼間部ヲ第一予科トシ夜

間部ヲ第二予科トス

第四条 学年ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第五条 休業日ハ左ノ通トス

四月一日ヨリ十五日ニ至ル

七月十六日ヨリ九月十日ニ至ル

十二月二十六日ヨリ翌年一月七日ニ至ル

日曜日

大祭祝日

大学記念日（七月八日）

第六条 学部ニ所定ノ期間在学シ且其ノ配当科目全部ノ試験ニ
合格シタル者ニハ卒業証書ヲ授与ス

転学ニ因リテ学部ニ中途ニ入学シタル者ニシテ其ノ属スル学
年以後ノ所定ノ期間在学シ且其ノ配当科目ノ全部ノ試験ニ合
格シタル者ハ前項ニ定メタル所定ノ期間在学シ且其ノ配当科
目全部ノ試験ニ合格シタルモノト看做ス

第十条ノ規定ニ依リテ修学シタル随意科目ノ試験ニ合格シタ
ル者ニハ請求ニ依リ其ノ科目ノ合格証明書ヲ交付ス

第七条 学部ヲ卒業シ卒業証書ヲ授与セラレタル者ハ其ノ学部
ニ従ヒ法学士、経済学士、商学士ト称スルコトヲ得

第二章 学 部

第八条 学部ノ修学期間ヲ三学年トス
第一節 学科課程

第九条 各学部ノ学科課程、其ノ配当及ヒ授業時間数左ノ如シ

必修科目	第一学年				第二学年				第三学年			
	授業時間週				授業時間週				授業時間週			
科 目	科 目	科 目	科 目	科 目	科 目	科 目	科 目	科 目	科 目	科 目	科 目	科 目
憲法	行政法	民法	総論	債権法	物權法	第一編	第二編	第三編	海商法	保險法	相続法	親族法
外國法	刑法	商法	総論	債権法	物權法	各論	各論	各論	法	法	法	法
經濟法	手形法	社會法	論	債権法	物權法	各論	各論	各論	法	法	法	法
(独英) 学論	各論	論	論	各論	各論	論	論	論	法	法	法	法
六六二	二三三	二二二	二二二	二二二	二二二							
外刑民刑法	民事訴訟法	商法	保險法	海商法	親族法							
国事法演習	刑事訴訟法	民事訴訟法	法	法	法	法						
(独英) 習法	至第五編乃	第一編	法	法	法	法						
四四二	二二三	二二二	二二二	二二二	二二二							
四四二	二二二	二二二	二二二	二二二								

必修科目中外國法ハ入学ノ始ニ於テ英法、獨法ノ一ヲ指定シ届出

ツルコトヲ要ス

選択科目	
法 社 会 学	二 二 国 際 公 法
制 刑 事 政 策	二 二 哲 學 律
史 制 史	二 二 國 際 私 法
	(法律學史) (^{ヲ含ム})
	二 破 產 法
	(和議法) (^{ヲ含ム})
	二 二 二 二

第二 経済学部	
必修科目	第一 学 年
	第二 学 年
	第三 学 年
	数時授毎間業週
科 目	科 目
科 目	科 目
科 目	科 目
	数時授毎間業週

選択科目ハ学年ノ始ニ於テ第一学年第二学年ハ一科目、第三学年ハ二科目ヲ選択シテ届出ツルコトヲ要ス
(朱書)

選択科目	
第一 外国語	二 政治社会史
第二 外国語	二 工業政策
第三 外国語	二 経済演習
第四 外国語	二 国際私法(共通法)
	二 二 二 二
第一 外国語	二 二 二 二
第二 外国語	二 二 二 二
第三 外国語	二 二 二 二
	二 二 二 二
第一 外国語	二 二 二 二
第二 外国語	二 二 二 二
第三 外国語	二 二 二 二
	二 二 二 二
第一 外国語	二 二 二 二
第二 外国語	二 二 二 二
第三 外国語	二 二 二 二
	二 二 二 二

第三 商学部	
必修科目	第一 学 年
	第二 学 年
	第三 学 年
	数時授毎間業週
科 目	科 目
科 目	科 目
科 目	科 目
	数時授毎間業週

選択科目ハ学年ノ始ニ於テ三科目ヲ選択シテ届出ツルコトヲ要ス
(朱書)

他ノ学部ニ属スル授業ヲ随意科目トシテ修学スルコトヲ得

第二節 入学、休学、退学及ヒ除名

第十二条 入学ヲ許可スヘキ者左ノ如シ

一 予科卒業者

簿記	品幣	原地	業會	外國為替	会計原論
商業	濟業	原地	會計	銀行	保険
商業	濟業	原地	商銀	銀行	會計
商業	濟業	原地	商業	保險	保険
商業	濟業	原地	商業	保險	保険

貨商	經商	統經	學論	學史	學理
商業	濟業	總營	學論	史論	學論
商業	濟業	原地	學論	史論	學論
商業	濟業	原地	學論	史論	學論
商業	濟業	原地	學論	史論	學論

行政法	刑法	四二	四二	二二	二二
二三	四一	四二	四二	二二	二二
四工	國際公法	四二	四二	二二	二二
四工	國際公法	四二	四二	二二	二二
四工	國際私法	四二	四二	二二	二二

外國語	(獨仏)	二二	二二	二二	二二
外國語	(獨仏)	二二	二二	二二	二二
外國語	(獨仏)	二二	二二	二二	二二
外國語	(獨仏)	二二	二二	二二	二二
外國語	(獨仏)	二二	二二	二二	二二

選択科目	隨意科目	選択科目	選択科目	選択科目	選択科目
二二	二二	二二	二二	二二	二二
二二	二二	二二	二二	二二	二二
二二	二二	二二	二二	二二	二二
二二	二二	二二	二二	二二	二二

(朱書)	倫理学(東洋)	二二	倫理学(西洋)	二二	倫理学(西洋)
社会学	二二	社会学	二二	社会学	二二
相続法	二二	相続法	二二	相続法	二二
親族法	二二	親族法	二二	親族法	二二
二二	二二	二二	二二	二二	二二

第十条 学年ノ始ニ於テ關係学部長ノ許可ヲ受ケ其ノ学部又ハ

選択科目中自己ノ選択セサル科目及ヒ法学部又ハ経済学部ノ科目ハ第十条ニ依リ随意科目トシテ修学スルコトヲ得

第十六条 保証人ハ成年者ニシテ東京市又ハ其ノ隣接市町村内ニ於テ独立ノ生計ヲ立ツルモノナルコトヲ要ス

保証人ハ本人在学中ニ係ル一切ノ事項ニ付其ノ責ニ任スヘキ
モノトス

第十七条 保証人死亡シ又ハ前条ノ要件ヲ欠キタルトキハ遲滞
ナク之ヲ改定シ更ニ在学証ヲ差出スヘシ保証人ノ変更アリタ
ルトキ亦同シ

保証人住所又ハ氏名ヲ変更シタルトキハ遲滞ナク其ノ旨ヲ届
出ツヘシ

第十八条 疾病其ノ他止ムヲ得サル事故ニ因リ満二箇月以上修
学スルコト能ハサルトキハ其ノ事實ヲ証スル書面ヲ添附シ保
証人連署ノ上其ノ許可ヲ受ケ当該学年間休学スルコトヲ得
前項ノ規定ニ依リテ休学シタル者休学ノ事由止ミタルトキハ

保証人連署ノ上許可ヲ受ケ原級ニ入り修学スルコトヲ得
第十九条 給費生、貸費生ハ休学ノ月ヨリ其ノ資格ヲ失フ

第二十条 陸軍、海軍ノ現役ニ服スル者及ヒ召集中ノ者ハ其ノ
期間第十八条ニ準シテ休学シ満期後直ニ原級ニ復スルコトヲ
得

第二十一条 疾病其ノ他ノ事故ニ因リ退学セントスル者ハ保証
人連署ノ上届出ツヘシ

第二十二条 左ニ掲クル者ハ学籍ヨリ除名ス

一 学業劣等又ハ疾病其ノ他ノ事故ニ因リ成業ノ見込ナシト

認メタル者

二 出席常ナラサル者

三 何等ノ事由ヲ以テスルニ拘ラス引続キ一個年間欠席シ又
ハ正当ノ理由ナク一個月以上欠席シタル者

第二十三条ノ規定ハ前項ニ依リテ除名セラレタル者ニ之ヲ準
用ス

第二十三条 第七十五条、第七十六条ノ規定ニ依リ退学処分ヲ
受ケタル者四個月以上ヲ経過シ改悛ノ情顯著ナルモノト認メ
タルトキハ特ニ再入学ヲ許スコトアルヘシ

第三節 試験

第二十四条 試験ハ学年ノ終又ハ授業ヲ終リタル際之ヲ行フ
必要アルトキハ追試験及ヒ再試験ヲ行フ、追試験又ハ再試験
ヲ受クル者ハ一科目ニ付受験料金壱円ヲ納ムヘシ、五科目以
上ナルトキハ受験料金五円ヲ納ムヘシ

第二十五条 試験ノ方法ハ筆記又ハ口述トス

第二十六条 試験ノ成績ハ各科目ニ付甲、乙、丙ヲ以テ表示シ
甲、乙ヲ合格トシ丙ヲ不合格トス

第二十七条 授業ヲ受ケタル科目ニ非サレハ試験ヲ受クルコト
ヲ得ス

休学シタル者ハ其ノ学年ニ属スル試験ヲ受クルコトヲ得ス但
シ第二十条ニ定メタル休学者ハ此ノ限ニ在ラス

第十八条第二項ニ該当スル者ハ其ノ休学取消ノ承認ヲ得テ試
験ヲ受クルコトヲ得

第二十八条 或科目ニ付三個年以内ニ試験ニ合格セサル者ハ全
部合格ニ至ルマテ在学スルコトヲ得但シ六個年ヲ超ユルコト
ヲ得ス、試験ヲ受ケシテ在学スル者亦同シ

在学六個年ニ満ツル者其ノ最後ノ学年試験ノ追試験又ハ再試
験ヲ受ケムトスルトキハ許可ヲ受ケ前項但書ノ規定ニ拘ラス

其ノ追試験又ハ再試験ノ施行ヲ終ル迄ノ期間在学スルコトヲ得

第十二条ノ規定ニ依リテ入学シタル者ニ付テハ其ノ入学シタル日ニ至ル迄ニ要スヘカリシ期間在学シタルモノトシテ其ノ在学期間ヲ計算ス

第二十二条又ハ第二十三条ノ規定ニ依リテ再入学シタル者ニ付テハ其ノ除名中又ハ退学中ニ属スル期間ヲ其ノ在学期間ニ通算ス但シ学年ノ始ニ於テ第一学年ニ入学シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第二十九条 隨意科目ノ試験ハ希望アル場合ニ限り之ヲ行フ
第三十条 試験ハ授業料ヲ完納シ且必要ナル受験料ヲ納付シタル者ニ非サレハ之ヲ受クルコトヲ得ス

第四節 学 費

第三十一条 入学ヲ許可セラレタル者ハ入学料トシテ金五円ヲ納ムヘシ

第三十二条 授業料ハ一学年金百拾円トシ左ノ三期ニ之ヲ納ム
ヘシ但シ特別ノ事情アル者ニ限り月額金拾円宛ノ分納ヲ許ス

コトアルヘシ

第一期 四月（金四十円）

第二期 九月（金四十円）

第三期 一月（金三十円）

第三十三条 学年ノ中途ニ入学シ又ハ退学スル者ハ特ニ入学前

及ヒ退学後ノ授業料ヲ免除ス

休学中ハ授業料ヲ免除ス

第三十四条 在学中ハ欠席シタルトキト雖モ授業料ヲ免除セス
第三十五条 納付シタル授業料ハ返付セス

第三章 大学院

第三十六条 入学期ハ学年ノ始トス但シ時宜ニ因リ臨時入学ヲ許スコトアルヘシ

第三十七条 大学卒業者ニシテ大学院ニ入ラント欲スルモノハ特ニ研究事項ヲ具シ其ノ許可ヲ受クヘシ

他ノ大学卒業者ニシテ大学院ニ入ラント欲スルモノハ前項ノ入学願書ニ学業履歴書ヲ添附シ当該学部ノ検定ヲ受ケ合格スルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ検定料トシテ金十円ヲ納ムヘシ

シ

第三十八条 学長ハ学生ヲ指導スル教員ヲ選定スヘシ

第三十九条 学長ハ学生ノ為メ特ニ講義ヲ開キ特別研究ヲ為サシムルコトアルヘシ

学長ノ許可ヲ受ケ学生ハ各学部ノ講義演習等ニ出席スルコトヲ得

第四十条 学生ハ学年ノ終ニ於テ其ノ攻究ノ状況及ヒ成績ヲ記載シタル報告書ヲ指導教員ヲ経テ学長ニ差出スヘシ

第四十一条 二年以上修学シタル者ハ其ノ攻究シタル学課ニ付

卒業論文ヲ提出シテ学位ヲ請求スルコトヲ得

第四十二条 学生ハ攻究料トシテ学年ノ始又ハ入学ノ際ニ於テ
一学年金六十六円ヲ納ムヘシ

第四十三条 学長ハ学生中学力優秀心身健全ナル者ヲ銓衡シ特選給費学生ト為スコトヲ得

特選給費学生ニハ二年以内月額金三十円以上金七十五円以内ノ学費ヲ給与ス但シ学長ニ於テ特ニ必要アリト認ムルトキハ年限ヲ延長スルコトヲ得

特選給費学生ハ学長ノ許可ヲ得スシテ他ノ業務ニ就クコトヲ得ス

学長ハ特選給費学生其ノ地位ニ適セサル事実アリト認ムルトキハ之ヲ免スルコトヲ得

特選給費学生ニハ第四十二条ノ規定ヲ適用セス

第四十四条 第十五条乃至第二十三条第三十三条第一項及ヒ第三十五条ノ規定ハ之ヲ大学院学生ニ準用ス

第四章 予 科

第四十五条 第一予科ノ修学期間ヲ三学年トシ第二予科ノ修学

期間ヲ二学年トス

予科ヲ卒業シタル者ニハ卒業証書ヲ授与ス

第一節 学科課程

第四十六条 予科ノ学科課程、其ノ配当及ヒ授業時間数左ノ如

シ

第一予科

科 目	第一学年			第二学年			第三学年		
	数時授毎週			数時授毎週			数時授毎週		
倫国語、漢文理 第一外国語(英独若)	一〇六一								
倫国語、漢文理 第一外国語(英独若)	一〇五一								
倫国語、漢文理 第一外国語(英独若)	一〇五一								

外國語(英独)	二	自然科	數	地歴	二	外國語(英独)	二	外國語(英独)	二
操学	(一)	学理	史	(一)	操学	(一)	学理	史	(一)
二二二	二	心	理	歴	二二二	二	哲	歴	二二二
体	自然科	數	論	二	体	心	理	概	外國語(英独)
操学	(一)	学理	史	五	操学	(一)	学理	史	(一)
二二二	二	二	四	一〇五	二二二	二	二	四	二二二
体	法	心	哲	倫	体	法	心	哲	外國語(英独)
操学	(一)	理	學	語、漢文理	操学	(一)	理	學	(一)
二四二	二	二	二	一〇五	二四二	二	二	四	二四二
操	濟	理	說	史	操	濟	理	說	史

第二予科

外國語(英独)	二	自然科	數	地歴	二	外國語(英独)	二	外國語(英独)	二
操学	(一)	学理	史	(一)	操学	(一)	学理	史	(一)
二二二	二	心	理	歴	二二二	二	哲	歴	二二二
体	自然科	數	論	二	体	心	理	概	外國語(英独)
操学	(一)	学理	史	五	操学	(一)	学理	史	(一)
二二二	二	二	四	一〇五	二二二	二	二	四	二二二
体	法	心	哲	倫	体	法	心	哲	外國語(英独)
操学	(一)	理	學	語、漢文理	操学	(一)	理	學	(一)
二四二	二	二	二	一〇五	二四二	二	二	四	二四二
操	濟	理	說	史	操	濟	理	說	史

第二外国语(随意科目トス)

第二節 入学、休学、退学及ヒ除名

第四十七条 入学ヲ許可スヘキ者左ノ如シ但シ外国人ニシテ之ニ相当スル学歴ヲ有スル者ハ第一予科ニアリテハ中学校卒業程度ノ試験検定ノ年終了程度第二予科ニアリテハ中学校卒業程度ノ試験検定ノ上之ヲ許可ス

第一予科

一 中学校四学年修了者

二 高等学校尋常科修了者

三 高等学校高等科入学資格試験合格者

四 専門学校入学者検定規程ニ依ル試験検定合格者

五 文部大臣ニ於テ高等学校高等科ノ入学ニ関シ検定シタ

ル者

六 文部大臣ニ於テ専門学校入学ニ関シ中学校卒業者ト同

等以上ノ学力アリト指定シタル者

第二予科

一 中学校卒業者

二 専門学校入学者検定規程ニ依ル試験検定合格者

三 文部大臣ニ於テ専門学校入学ニ関シ中学校卒業者ト同

等以上ノ学力アリト指定シタル者

第四十八条 左ノ各号ノ一二該当シ第一予科第一学年科目ノ試験ニ合格シタル者ハ第一予科第二学年ニ入学スルコトヲ得

一 中学校卒業者

二 高等学校高等科一学年修了者

三 専門学校入学者検定規程ニ依ル試験検定合格者

四 文部大臣ニ於テ専門学校入学ニ関シ中学校卒業者ト同
等以上ノ学力アリト指定シタル者

第四十九条 入学期ハ学年ノ始トス但シ補欠トシテ臨時入学ヲ
許スコトアルヘシ

第五十条 第十二条乃至第二十三条ノ規定ハ之ヲ予科学生ニ準

用ス

第三節 試験

第五十一条 試験ハ学年ノ終又ハ臨時之ヲ行フ

必要アルトキハ追試験及ヒ再試験ヲ行フ追試験又ハ再試験ヲ

受クル者ハ一科目ニ付受験料金一円ヲ納ムヘシ五科目以上ナ

ルトキハ受験料金五円ヲ納ムヘシ

第五十二条 試験ノ成績ハ各科目ニ付優、良、可、不可ヲ以テ

表示シ優、良、可ヲ合格トシ不可ヲ不合格トス

第五十三条 配当科目ノ全部ニ合格スルニ非サレハ進級スルコトヲ得ス

不合格ノ科目總科目ノ三分ノ一二達セサルトキハ教員会ノ銓衡ニ依リ前項ノ規定ニ拘ラス仮ニ進級セシムルコトヲ得但シ

此ノ場合ニ於テハ不合格ノ科目ニ付再試験ヲ受ケ合格スルコトヲ要ス

引続キ二回進級セサル者ハ退学ヲ命スルコトアルヘシ

第四節 学費

第五十四条 入学ヲ許可セラレタル者ハ入学料トシテ金五円ヲ納ムヘシ

第五十五条 授業料ハ一学年金百円トス左ノ三期ニ之ヲ納ムヘシ但シ特別ノ事情アル者ニ限り最初ノ月ニ在リテハ金十円其ノ他ノ月ニ在リテハ金九円宛ノ分納ヲ許スコトアルヘシ

第一期 四月（金三十五円）
第二期 九月（金三十五円）

第三期 一月（金三十円）

第五十六条 第三十条及ヒ第三十三条乃至第三十五条ノ規定ハ

之ヲ予科学生ニ適用ス

第五章 給費生及ヒ特待生

トアルヘン

七六

第五十七条 学長ハ大学及ヒ予科学生中学術優等品行方正ナル者ヲ銓衡シ給費生又ハ特待生ト為スコトヲ得

第五十八条 給費生ニハ当該学年間年額金三百円以内ノ学資ヲ給与シ特待生ニハ当該学年間授業料ヲ免除ス

第五十九条 給費生又ハ特待生ニシテ其ノ地位ニ適セサル事実アルトキハ直ニ之ヲ免ス

第六章 貸費生及ヒ留学生

第六十条 学長ハ大学及ヒ予科学生中学術優等品行方正ニシテ

学資支弁ノ途ナキモノヲ銓衡シ貸費生トシテ当該学年間年額金三百円以内ヲ貸与スルコトヲ得

第六十一条 貸費ニ関シ寄附者アルトキハ其ノ寄附者ノ指定ニ従フ

第六十二条 貸費生タラントスル者ハ其ノ事情ヲ具シタル願書ヲ差出スヘシ

第六十三条 貸費生タルノ許可ヲ得タル者ハ保証人二名ト連署シテ所定ノ証書ヲ差入ルヘシ

第六十四条 貸費生ニシテ卒業シタル者ハ卒業後一個年目ヨリ毎月貸費ヲ受ケタル半額以上ヲ月賦ヲ以テ返納スヘシ

第六十五条 貸費生ニシテ其ノ地位ニ適セサル事実アルトキハ直ニ之ヲ免ス

第六十六条 貸費生退学ヲ命セラレ、除名セラレ、貸費ヲ免セラレ又ハ退学シタルトキハ貸与金額ヲ即時ニ返納スヘシ但シ

疾病ノ為メ廢学シタル場合ニハ情状ニ因リ月賦返納ヲ許スコ

第八章 懲 戒

第六十七条 学長ハ卒業者中学力優秀ニシテ将来学術ノ蘊奥ヲ攻究セント欲スル者ヲ銓衡シ特ニ留学生トシテ学資ヲ貸与シ

留学セシムルコトヲ得

留学生ニ閑スル事項ハ其ノ都度之ヲ定ム

第七章 学生心得

第六十八条 登校スルトキハ必ス制服制帽洋服若クハ袴ヲ着ケ靴又ハ上草履ヲ用フヘシ

第六十九条 登校スルトキハ必ス学生証ヲ携帶スヘシ之ヲ携帶セサルトキハ退場ヲ命スルコトアルヘシ

第七十条 教場ニ於テハ静肅ヲ旨トシ雑談、喫煙其ノ他粗暴ノ举动アルヘカラス

第七十一条 授業中ハ退席スルコトヲ得ス、止ムヲ得サル事故アリテ退席セントスルトキハ教員ノ許可ヲ受クヘシ

第七十二条 氏名ヲ改称シ又ハ本籍住居等ヲ移転シタルトキハ遲滞ナク届出ツヘシ

第七十三条 三日以上欠席セントスルトキハ必ス其ノ事由ヲ具シ保証人ト連署シテ届出ツヘシ但シ七日以上欠席スルトキハ証明書ヲ添附スルコトヲ要ス

第七十四条 欠席届出ノ日数ハ一個月ヲ超ユルヲ得ス若シ一個月ヲ超エ事由仍ホ止マサルトキハ其ノ都度必ス新ニ届出ヲ為

スコトヲ要ス

第七十五条 学則又ハ校規ニ違反シ其ノ他不都合ノ行為アル者

ハ情状ニ因リ停学又ハ退学ヲ命ス

第一項ノ規定ニ依リテ退学ヲ命シタルトキハ其ノ旨ヲ同等學

校ニ通知ス

第七十六条 品行不良改悛ノ見込ナキ者ハ退学ヲ命ス

第七十七条 前二条ノ規定ニ依リ停学又ハ退学ヲ命シタルトキハ其ノ旨ヲ父兄及ヒ保証人ニ通知ス

附 則

一 本則ハ昭和六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

一 本則施行ノ際現ニ存スル第二学年及ヒ第三学年ノ学科課程、其ノ配当及ヒ授業時間数ハ其ノ第二学年ニ属スル学生ノ卒業

スヘキ学年試験ヲ終ル迄仍ホ從前ノ規定ニ依ル

一 学部ノ第一学年又ハ第二学年ノ学生中昭和六年ニ施行シタル学年試験ニ於テ從前ノ規定第二十八条ニ依リ次ノ学年ノ試験ヲ受クルコトヲ得サルニ至リタル者ト雖モ本則施行後ニ於テハ次ノ学年ノ試験ヲ受クルコトヲ得但シ其ノ合格セサリシ科目ニ付テハ試験ヲ免除スルノ限ニ在ラス

一 本則改正ハ昭和十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

一 本則施行ノ際現ニ存スル各学部第二学年並法学部第三学年ノ学生ハ從前ノ規程ニ依ル

中央大学専門部学則

第一章 総 則

第一条 大学ニ専門部ヲ置ク専門部ハ法学、経済学、政治学、商学ニ関スル学術ノ理論及ヒ應用ヲ教授スルヲ以テ目的トス

第二条 専門部ニ法学、経済学、商学ノ三学科ヲ置キ学生ヲ正科生及ヒ別科生ノ二種ニ別ツ

第三条 学年ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第四条 休業日ハ左ノ通トス

四月一日ヨリ十五日ニ至ル

七月十六日ヨリ九月十日ニ至ル

十二月二十六日ヨリ翌年一月七日ニ至ル

日 曜 日

大 祭 祝 日

大学記念日（七月八日）

第五条 専門部ニ所定ノ期間在学シ且其ノ配当科目全部ノ試験ニ合格シタル者ニハ卒業証書ヲ授与ス

転学其ノ他ニ因リテ中途ニ入学シタル者ニシテ其ノ属スル学年以後ノ所定ノ期間在学シ且其ノ配当科目ノ全部ノ試験ニ合格シタル者ハ前項ニ定メタル所定ノ期間在学シ且其ノ配当科目全部ノ試験ニ合格シタルモノト看做ス

第二十七条ニ定メタル試験ニ合格シタル者ニハ請求ニ依リ其ノ科目ノ合格証明書ヲ交付ス

第六条 各学科ノ修学期間ヲ三年トス

第二章 専門部

第一節 学科課程

第七条 各学科ノ学科課程、其ノ配当及ヒ授業時間数左ノ如シ

第一 法学科

第一学年		第二学年		第三学年	
必修科目		必修科目		必修科目	
科 目	授 業 時 間 週	科 目	授 業 時 間 週	科 目	授 業 時 間 週
法学 通 論	二	外 國 經 濟 理 學	二	憲 法 行 政 法 總 論	二
物 權 法 第 一 部	二	外 國 經 濟 理 學	二	民 法 行 政 法 總 論	二
債 權 理 學	二	外 國 經 濟 理 學	二	物 權 法 第 二 部	二
刑 事 法 理 學	二	外 國 刑 事 法 理 學	二	行 政 法 各 論	二
社 會 制 度 史	二	外 國 刑 事 法 理 學	二	商 法 總 論	二
獨語又ハ 仏語	二	外 國 刑 事 法 理 學	二	商 法 總 論	二
隨意科目	二	外 國 刑 事 法 理 學	二	商 法 總 論	二
選 擇 科 目	二	外 國 刑 事 法 理 學	二	親 手 相 保 海 保 手 親	二
選 擇 科 目ハ 学 年 ノ始 ニ於 テ第 一 学 年 第 二 学 年 ハ一 科 目、 第 三 学 年 ハ二 科 目ヲ 選 擇 シテ届 出ツル コトヲ要 ス	二	外 國 刑 事 法 理 學	二	外 哲 學 理 學	二
選 擇 科 目中 自己ノ選 擇セサ ル科 目及ヒ 經濟 学 科又ハ 商 学 科ノ各 科	二	外 國 刑 事 法 理 學	二	外 哲 學 理 學	二
自 己 ハ隨 意 科 目トシ テ修 学スル コトヲ得 得	二	外 國 刑 事 法 理 學	二	外 哲 學 理 學	二

民法 法学通論		必修科目		第一学年		第二学年		第三学年	
科	目	科	目	第一学年	第二学年	第三学年	科	目	
四二商民法	数時授毎間業週	刑 獨語又ハ仏語	隨意科 理、心	英論 會記 學理 語理	社 民 政 學	憲 統 計 學	法 學 史 論	行 政 史 論	
二二會商法	数時授毎間業週	經 濟 獨語又ハ仏語	科 目	六二二二二二二二	四四二二二二	二二二二二二二二	科 目	第一学年	
二二會商法	数時授毎間業週	事 情 獨語又ハ仏語	科 目	英倫 應工 政商 農銀 貨經 國商 民 際 濟 行 幣 學 公	理 記 策 史 策 論 史 法 法	理 記 策 史 策 論 史 法 法	科 目	第二学年	
二二會商法	数時授毎間業週	二二	科 目	六二二二四二二二二	二二二二二二二二	二二二二二二二二	科 目	第三学年	
二二會商法	数時授毎間業週	獨語又ハ仏語	科 目	英哲 學 概 論 證券及 証券取 引所論	市 場 政 財 會 計 學 原 論	交 通 政 會 計 學 原 論	商 國 際 私 (共 通 法) 法	第一学年	
二四	数時授毎間業週	二		四二二二二二二二	四二二二二二二二	四二二二二二二二	科 目	第二学年	

別科生ハ志願者ノ履歴ニ就キ銳衡ノ上入学ヲ許可ス但シ国語、漢文、数学又ハ英語ノ全部又ハ一部ニ付キ試験ヲ行フコトア
ルヘシ

第九条 第二学年以上ニ入学スルニハ前条ノ資格ヲ有シ且第一
学年又ハ第二学年ノ配当科目ノ試験ニ合格スルコトヲ要ス但
シ受験料ハ金五円トス

第十条 同等学校ニ於テ第二学年以上ニ在学シ転学スル者ハ相当ノ学年ニ編入スルコトヲ得但シ学科課程中他校ニ於テ修了セサル科目アルトキハ其ノ科目ニ限り試験ヲ行フ

第十一條 入学ノ許可ヲ請フ者ハ入学申込書ニ履歴書ヲ添ヘ差
出スヘシ但シ試験ヲ要スル場合ニハ同時ニ受験料金三円ヲ納

第十二条 正科生ノ入学期ハ学年ノ始トス但シ第十条、第二十条第二項又ハ第二十一条ノ規定ニ依リテ転学又ハ再入学スル者ハ此ノ限ニ在ラス

別科生ノ入学期ハ学年ノ始トス但シ隨時入学ヲ許スコトアル
ヘシ

第十三条 入学ノ許可ヲ得タルトキハ直ニ保証人ト連署シテ在學証ヲ差出スヘシ

第二節 入学、休学、退学及ヒ除名

第八条 入学ヲ許可スヘキ者ハ年齢十七年以上ノ男子トス
正科生ノ入学資格左ノ如シ但シ外国人ニシテ之ニ相當スル學
歴ヲ有スル者ハ中學校卒業程度ノ試験検定ノ上之ヲ許可ス

二 専門学校入学者検定規程ニ依リ試験検定合格証書ヲ有

二 文部大臣ニ於テ専門学校ノ入学ニ関シ中学校卒業者ト
同等以上ノ学力ヲ有スルモノト指定シタル者

ナク之ヲ改定シ更ニ在学証ヲ差出スヘシ保証人ノ変更アリタルトキ亦同シ

保証人住所又ハ氏名ヲ変更シタルトキハ遲滞ナク其ノ旨ヲ届出ツヘシ

第十六条 疾病其ノ他止ムヲ得サル事故ニ因リ満二個月以上修学スルコト能ハサルトキハ其ノ事実ヲ証スル書面ヲ添附シ保証人連署ノ上其ノ許可ヲ受ケ当該学年間休学スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リテ休学シタル者休学ノ事由止ミタルトキハ

保証人連署ノ上許可ヲ受ケ原級ニ入り修学スルコトヲ得

第十七条 給費生、貸費生ハ休学ノ月ヨリ其ノ資格ヲ失フ

第十八条 陸軍、海軍ノ現役ニ服スル者及ヒ召集中ノ者ハ其ノ期間第十六条ニ準シテ休学シ満期後直ニ原級ニ復スルコトヲ得

第十九条 疾病其ノ他ノ事故ニ因リ退学セントスル者ハ保証人連署ノ上届出ツヘシ

第二十条 左ニ掲タル者ハ学籍ヨリ除名ス

一 学業劣等又ハ疾病其ノ他ノ事故ニ因リ成業ノ見込ナシト

認メタル者

二 出席常ナラサル者

三 何等ノ事由ヲ以テスルニ拘ラス引続キ一個年間欠席シ又ハ正当ノ事由ナク一個月以上欠席シタル者

第二十一条ノ規定ハ前項ニ依リテ除名セラレタル者ニ之ヲ準用ス

第二十二条 試験ハ学年ノ終又ハ授業ヲ終リタル際之ヲ行フ必要アルトキハ追試験及ヒ再試験ヲ行フ、追試験又ハ再試験ヲ受クル者ハ一科目ニ付受験料金一円ヲ納ムヘシ、五科目以上ナルトキハ受験料金五円ヲ納ムヘシ

第二十三条 試験ノ方法ハ筆記又ハ口述トス
第二十四条 試験ノ成績ハ各科目ニ付甲、乙、丙ヲ以テ表示シ甲、乙ヲ合格トシ丙ヲ不格トス

第二十五条 授業ヲ受ケタル科目ニアラサレハ試験ヲ受クルコトヲ得ス

休学シタル者ハ其ノ学年ニ属スル試験ヲ受クルコトヲ得ス但シ第十八条ニ定メタル休学者ハ此ノ限ニ在ラス

第十六条第二項ニ該当スル者ハ其ノ休学取消ノ承認ヲ得テ試験ヲ受クルコトヲ得

第二十六条 或ル科目ニ付三個年内ニ試験ニ合格セサル者ハ全部合格ニ至ル迄在学スルコトヲ得但シ六個年ヲ超ユルコトヲ得ス、試験ヲ受ケヌシテ在学スル者亦同シ

在学六個年ニ満ツル者其ノ最後ノ学年試験ノ追試験又ハ再試験ヲ受ケントスルトキハ許可ヲ受ケ前項但書ノ規定ニ拘ラス其ノ追試験又ハ再試験ノ施行ヲ終ル迄ノ期間在学スルコトヲ得

第二十二条ノ規定ニ依リテ入学シタル者ニ付テハ其ノ入学シタ

第三節 試験

ヲ受ケタル者四個月以上ヲ経過シ改悛ノ情願著ナルモノト認メタルトキハ特ニ再入学ヲ許スコトアルヘシ

ル日ニ至ル迄ニ要スヘカリシ期間在学シタルモノトシテ其ノ

在学期間ヲ計算ス

第二十条又ハ第二十一条ノ規定ニ依リテ再入学シタル者ニ付テハ其ノ除名中又ハ退学中ニ属スル期間ヲ其ノ在学期間ニ通算ス但シ学年ノ始ニ於テ第一学年ニ入学シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第二十七条 隨意科目ノ試験ハ希望アル場合ニ限り之ヲ行フ

学年ノ始ニ於テ許可ヲ受ケ随意科目ヲ修学シタル者ニアラサレハ前項ノ試験ヲ受クルコトヲ得ス

第二十八条 試験ハ授業料ヲ完納シ且必要ナル受験料ヲ納付シタル者ニアラサレハ之ヲ受クルコトヲ得ス

第四節 学 費

第二十九条 入学ヲ許可セラレタル者ハ入学料トシテ金三円ヲ納ムヘシ

第三十条 授業料ハ一学年金七十七円トシ左ノ三期ニ之ヲ納ム

ヘシ但シ当分月割金七円宛分納スルヲ妨ケス

第一期 四月（金三十円）

第二期 九月（金三十円）

第三期 一月（金十七円）

第三十一条 学年ノ中途ニ入学シ又ハ退学スル者ハ特ニ入学前

及ヒ退学後ノ授業料ヲ免除ス休学中ハ授業料ヲ免除ス

第三十二条 在学中ハ欠席シタルトキト雖モ授業料ヲ免除セス

第三十三条 授業料ヲ月割分納スル者ハ翌月分ヲ前月末日迄ニ納付スヘシ

第三十四条 納付シタル授業料ハ返付セス

第五節 給費生及ヒ特待生

第三十五条 学長ハ学生中学術優等品行方正ナル者ヲ銓衡シ給費生又ハ特待生ト為スコトヲ得

第三十六条 給費生ニハ当該学年間年額金三百円以内ノ学資ヲ給与シ特待生ニハ当該学年間授業料ヲ免除ス

第三十七条 給費生又ハ特待生ニシテ其ノ地位ニ適セサル事實アルトキハ直ニ之ヲ免ス

第六節 貸費生及ヒ留学生

第三十八条 学長ハ学生中学術優秀品行方正ニシテ学資支弁ノ途ナキ者ヲ銓衡シ貸費生トシテ当該学年間年額金三百円以内ヲ貸与スルコトヲ得

第三十九条 貸費ニ関シ寄附者アルトキハ其ノ寄附者ノ指定ニ従フ

第四十条 貸費生タラントスル者ハ其ノ事情ヲ具シタル願書ヲ差出スヘシ

第四十一条 貸費生タルノ許可ヲ得タル者ハ保証人二名ト連署シテ所定ノ証書ヲ差入ルヘシ

第四十二条 貸費生ニシテ卒業シタル者ハ卒業後一個年目ヨリ毎月貸費ヲ受ケタル半額以上ヲ月賦ヲ以テ返納スヘシ

第四十三条 貸費生ニシテ其ノ地位ニ適セサル事実アルトキハ直ニ之ヲ免ス

第四十四条 貸費生退学ヲ命セラレ、除名セラレ、貸費ヲ免セラレ又ハ退学シタルトキハ貸与金額ヲ即時ニ返納スヘシ但シ

疾病ノ為メ廢学シタル場合ニハ情状ニ依リ月賦返納ヲ許スコトアルヘシ

第四十五条 学長ハ卒業者中学力優秀ニシテ将来学術ノ蘊奥ヲ研究セント欲スル者ヲ銓衡シ特ニ留学生トシテ学資ヲ貸与シ留学セシムルコトヲ得

留学生ニ関スル事項ハ其ノ都度之ヲ定ム

第三章 研究科

第四十六条 研究科ハ専門部ノ卒業者ニシテ既修ノ学科ニ付尚ホ深邃ナル研究ヲ為サント欲スル者ノ為ミニ之ヲ設ク

第四十七条 研究科ノ修業科目ハ左ノ十一科トシ各自志望ノ科目ヲ專攻セシム

憲 法	行政法	刑 法	民 法	商 法
訴訟法	国際法	政治学	経済学	財政学
商業学				

第四十八条 修業年限ハ一年以上三年トス

第四十九条 入学期ハ学年ノ始トス但シ臨時入学ヲ許スコトアルヘシ

第五十条 研究科ハ専門部、旧英吉利法律学校、旧東京法学院又ハ旧東京法学院大学ノ卒業者ニシテ学長ノ承認ヲ経タル者ニ限り入学ヲ許ス但シ同等学校卒業者又ハ之ト同等ノ学力アル者ニ入学ヲ許スコトアルヘシ

第四章 学生心得

第五十一条 専門部正科ヲ卒業シタル者ヲ正科生トシ其ノ他ヲ別科生トス

第五十二条 第十一条及ヒ第十三条乃至第二十一条ノ規定ハ之

ヲ研究科学生ニ準用ス

第五十三条 研究科ノ授業料ハ一個年金三十三円トス学年ノ始又ハ入学ノ際一時ニ之ヲ納ムヘシ

第三十条但書及ヒ第三十一条乃至第三十四条ノ規定ハ之ヲ前項ノ授業料ニ準用ス

第五十四条 研究科学生ハ特ニ開ク講義ヲ聴聞スルノ外本大学ノ指定セル指導者ニ從ヒ専攻ノ学科ヲ研究スルモノトス

研究科学生ハ任意ニ一般学生ノ為ニスル講義ヲ聴聞スルコトヲ得

第五十五条 研究科ノ卒業試験ハ論文試問トス但シ場合ニ依リ

更ニ口述試問ヲ為スコトアルヘシ

卒業論文ハ二人以上ノ指導者之ヲ批判ス

落第者ハ更ニ一年以上修業ノ後再ヒ試験ニ応スルコトヲ得

第五十六条 研究科ノ卒業試験ニ応セントスル者ハ受験料金十円ヲ納ムヘシ

第二十八条ノ規定ハ前項ノ試験ニ之ヲ準用ス

第五十七条 研究科ノ試験ニ合格シ法学部ヲ卒業シタル正科生ハ中央大学専門部法学士ト称シ経済学部ヲ卒業シタル正科生ハ中央大学専門部経済学士ト称シ商学科ヲ卒業シタル正科生ハ中央大学専門部商学士ト称スルコトヲ得

第五十八条 登校スルトキハ必ス制服制帽、洋服若クハ袴ヲ著ケ靴又ハ上草履ヲ用ウヘシ

第五十九条 登校スルトキハ必ス学生証ヲ携帶スヘシ之ヲ携帶

セサルトキハ退場ヲ命スルコトアルヘン

第六十条 教場ニ於テハ静肅ヲ旨トシ雑談、喫煙其ノ他粗暴ノ

挙動アルヘカラズ

第六十一条 授業中ハ退席スルコトヲ得ス止ムヲ得サル事故アリテ退席セントスルトキハ教員ノ許可ヲ受クヘシ

第六十二条 氏名ヲ改称シ又ハ本籍住居等ヲ移転シタルトキハ遅滞ナク届出ツヘシ

第六十三条 三日以上欠席セントスルトキハ必ス其ノ事由ヲ具シ保証人ト連署シテ届出ツヘシ但シ七日以上欠席スルトキハ

説明書ヲ添附スルコトヲ要ス

第六十四条 欠席届出ノ日数ハ一個月ヲ超ユルヲ得ス若シ一個

月ヲ超エ事由尚ホ止マサルトキハ其ノ都度必ス新ニ届出ヲ為

スコトヲ要ス

第五章 懲 戒

第六十五条 学則又ハ校規ニ違反シ其ノ他不都合ノ行為アル者ハ情状ニ因リ停学又ハ退学ヲ命ス

第一項ノ規定ニ依リテ退学ヲ命シタルトキハ其ノ旨ヲ同等学校ニ通知ス

第六十六条 品行不良改悛ノ見込ナキ者ハ退学ヲ命ス

第六十七条 前二条ノ規定ニ依リ停学又ハ退学ヲ命シタルトキハ其ノ旨ヲ父兄及ヒ保証人ニ通知ス

附 則

一本則ハ昭和六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

一本則施行ノ際現ニ存スル第二学年及ヒ第三学年ノ学科課程

及ヒ其ノ配当ハ其ノ第二学年ニ属スル学生ノ卒業スヘキ学年試験ヲ終ル迄仍ホ從前ノ規定ニ依ル

一 第一年又ハ第二学年ノ学生中昭和六年ニ施行シタル学年

試験ニ於テ從前ノ規定第二十七条ニ依リ次ノ学年ノ試験ヲ受クルコトヲ得サルニ至リタル者ト雖モ本則施行後ニ於テハ次ノ学年ノ試験ヲ受クルコトヲ得但シ其ノ合格セサリシ科目ニ付テハ試験ヲ免除スルノ限ニ在ラス

(欄外注記1)

「收受成学第一四七一号」「判決二月二十七日」「施行二月二十八日」

(欄外注記2)

「判決三月三十日」「施行三月三十日」

(欄外注記3)

「完結」

(欄外注記4)

「東京府收受・昭和九年二月二十一日・成学第一四七一号」

[昭和九年 学務課 私立学校第一種 冊の五十八 317 E10]